

## 川崎市水道及び下水道工事建設現場の遠隔臨場に関するQ&A

### ■水道工事及び下水道工事の遠隔臨場について

Q 遠隔臨場における「段階確認」とは、どのようなものか。

A 1 「水道工事標準仕様書」、「第1編 共通編 第1章 総則」、「1-1-1-20 監督員による確認及び立会等」に定める「7.段階確認の臨場」において、「監督員は、設計図書に定められた段階確認において臨場を机上とすることができる」事項に該当し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）を用いて、その内容について契約図書との適合を確かめることをいいます。

A 2 「下水道工事標準仕様書（管路編）」、「第1編 共通編 第1章 総則」、「1-1-1-20 監督員による確認及び立会等」に定める「7.段階確認の臨場」において、「監督員は、設計図書に定められた段階確認において臨場を机上とすることができる」事項に該当し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）を用いて、その内容について契約図書との適合を確かめることをいいます。

Q 遠隔臨場における「材料確認」とは、どのようなものか。

A 1 「水道工事標準仕様書」、「第1編 共通編 第2章 材料」、「1-2-1-2 材料の検査」に定める事項、「川崎市土木工事共通仕様書」、「第2編 材料編 第1章 一般事項」、「第2節 工事材料の品質」の「1.一般事項」及び「4.見本・品質証明資料」による品質確認及び現物による確認、「第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工」、「第12節 工場製作工（共通）」、「3-2-12-2 材料」に定める「1.材料確認」などについて、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）を用いて、確かめることをいいます。

A 2 「下水道工事標準仕様書（管路編）」、「第1編 共通編 第2章 材料」、「1-2-1-1 適用」に定める事項、「水道工事標準仕様書」、「第1編 共通編 第2章 材料」、「1-2-1-2 材料の検査」に定める事項、「川崎市土木工事共通仕様書」、「第2編 材料編 第1章 一般事項」、「第2節 工事材料の品質」の「1.一般事項」及び「4.見本・品質証明資料」による品質確認及び現物による確認、「第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工」、「第12節 工場製作工（共通）」、「3-2-12-2 材料」に定める「1.材料確認」などについて、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）を用いて、確かめることをいいます。

A 3 「「下水道用機械・電気設備工事一般仕様書（）」、「第2章」に定める「13 機器及び材料検査」について、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）を用いて、確かめることをいいます。

Q 遠隔臨場における「立会」とは、どのようなものか。

A 1 「水道工事標準仕様書」、「第1編 共通編 第1章 総則」、「1-1-1-1 適用」に定める「33.立会」において、「契約図書に示された項目について、監督員が臨場により、その内容について

て契約図書との適合を確かめることをいう」事項に該当し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）を用いて、その内容について契約図書との適合を確かめることをいいます。

A 2 「下水道工事標準仕様書（管路編）」、「第1編 共通編 第1章 総則」、「1-1-1-2 用語の定義」に定める「34. 立会」において、「契約図書に示された項目について、監督員が臨場により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう」事項に該当し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）を用いて、その内容について契約図書との適合を確かめることをいいます。

A 3 「下水道用機械・電気設備工事一般仕様書」、「第2章」に定める「13 機器及び材料検査」の工場立会検査、「第3章」に定める「4 据付工事」における立会について、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）を用いて、実施することをいいます。

#### ■遠隔臨場の試行について

Q 遠隔臨場の効果が期待できる工事とは、どのようなものか。

A 以下のような工事が想定されます。

- ・段階確認、材料確認又は立会を映像確認できる工種
- ・実施可能な通信環境を確保できる現場
- ・施工現場が遠隔地等にあり、施工現場との往復に時間を要する工事
- ・立会頻度が多い工事

Q 遠隔臨場を試行するとした場合に、「段階確認」、「材料確認」、「立会」を行う場合は必ず遠隔臨場で行う必要があるのか。

A 遠隔臨場では十分な情報を得られなかった場合や、十分な情報が得られないと事前に判断した場合は通常通り臨場による確認等を行ってください。また、第三者も交えた立会等では通常通り臨場による確認を基本としてください。

Q 水道及び下水道工事標準仕様書等に定める、「段階確認」、「材料確認」、「立会」以外で遠隔臨場することはできないのか。

A 要領の目的を踏まえ、遠隔臨場の効果が期待できる場合には、受注者の創意工夫等、自発的に実施することは妨げません。

Q 受注者が希望する場合は、受注者希望型の遠隔臨場を行うことができるのか。

A 遠隔臨場の実施については、原則として、設計図書に「水道及び下水道工事等工事現場の遠隔臨場に関する試行工事特記仕様書」が添付されている工事を対象とし、受発注者が協議して決定しますが、当該特記仕様書が添付されていない工事においても、受注者が希望する場で、必要とする機器の準備と運用が可能でかつ遠隔臨場の効果等が期待できる場合は、受発注者で協議し、実施することが可能です。

■使用する機器等について

Q 動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）に関する仕様に指定はあるのか。

A 監督員が確認等を行うのに十分な情報を得られるものであれば仕様は問いません。

「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領（案）（国土交通省 大臣官房技術調査課）」の「動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）に関する仕様」を参考にしてください。

Q Web 会議のカメラ（ウェアラブルカメラ等）に関する仕様に指定はあるのか。

A 監督員が確認等を行うのに十分な情報を得られるものであれば仕様は問いません。

「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領（案）（国土交通省 大臣官房技術調査課）」の「Web 会議システム等に関する仕様」を参考にしてください。

Q 発注者が使用する資機材等（PC、通信装置等）について、受注者で用意するのか。

A 遠隔臨場を行うにあたり必要となる資機材等（PC、通信装置等）を発注者にて用意できない場合は、受注者にて用意してください。また、故障等に対し保証が付いた機器としてください。

■遠隔臨場の実施について

Q 遠隔臨場を実施した際、映像や音声をすべて記録・保存する必要があるのか。

A 映像・音声をすべて記録する必要はありません。必要に応じて遠隔臨場の映像（実施状況）を画面キャプチャ等で適宜記録・保存してください。